

カテゴリー	定義	教育 (講義・演習、実験、実習)	研究 (研究所、研究センター)	課外活動 (クラブ、教育プログラム)	キャンパス機能の利用 各教育支援センター 学食・サービスセンター等	会議・委員会	教職員執務	学生のキャンパス立入 及び 行動（帰省を含む）	学外者の キャンパス立入	
A（要注意）	緊急事態宣言等は発出されて いなく、十分な感染防止対策 を必要とする場合	～6/25 17時迄 キャンパス 建物入口 制限10ヶ所	●実験や実技など技術的な指導や 対面を必要とする授業科目（大 学、高専で取り決める）、大学の PDⅢ科目、修士研究科目及び高 専の卒業研究科目は人数を制限し 対面にて実施する。但し、学生は 8月7日迄の授業期間中は学内活 動に限る。	●学内での学外研究者との活動及 びRA活動は健康状態、海外渡航 歴などをチェックした上で届出制 にて実施できる。	●高専（白山麓）は6月19日迄の 間は課外活動を禁止する。	●感染防止対策を講じた運営を行 う。なお各機能・サービス時間 は、別途ホームページで公表す ると共に、県内の感染者状況に応じ て一定の利用制限を設ける。	●感染防止対策を講じた 通常勤務、交代制勤務及 び在宅勤務のいずれかでの 勤務形態を執る。	●マスクの着用、検温な ど、健康管理・感染防止 対策を講じた上で、対面 授業、課外活動及びキャン パス機能がルールに基 づき利用できる。	●事前連絡と健康状態な どをチェックし、感染防 止対策を講じた上で、立 入を可能とする。 ●対応者は、面会者・日 時・場所などの面会記録 を残すものとする。	
		6/26～8/7 原則19時迄 キャンパス 建物全入口 カード運用	●6月19日以降は、事前の届出制 （出張申請・許可）のもと他県を またぐ研究活動は、教員のみが活 動できる。但し、対面授業を実施 している教員は8月7日迄、担当 する授業実施を優先する。	●大学、高専（金沢）は、6月25 日迄の間は活動を禁止する。	●授業期間中の8月7日迄の間 は、学内関係者のみの利用を可と し、卒業生、放送大学など一般の 学外関係者の利用は禁止する。					●大学、高専（金沢）は、8月7 日迄は学内活動に限る。
		8/8～9/22 夏期休業 時間運用 キャンパス 建物全入口 カード運用	●6月26日以降、対面授業での学 外講師の担当を可能とする。 ●それ以外の科目は原則遠隔授業 を実施する。	●8月8日以降、学外及び県内外 の活動は一定の制限（場所、人 数、内容、時間）と許可制のもと で実施できるものとする。	●8月8日以降は、夏期休業中の 運用を行う。但し、その時の感染 者状況などを判断し、利用制限を 定める。					●感染防止対策を講じた 上で、対面会議は最小限 とし、オンライン会議を 推奨する。
B（警戒）	石川県が特別警戒県と指定さ れていないが、他県が独自の 警報発出もしくは特別警戒県 に指定されている場合	●教員は授業のエビデンスを必ず 残すものとする。 ●夏期休業中の集中講義は別途取 り扱うものとする。	●警報発出及び特別警戒県への出 張は禁止する。	●8月8日以降、学外及び県内外 の活動は一定の制限（場所、人 数、内容、時間）と許可制のもと で実施できるものとする。	●8月8日以降は、夏期休業中の 運用を行う。但し、その時の感染 者状況などを判断し、利用制限を 定める。	●基本的にオンライン会 議とする。	●警報発出県・特別警戒 県への出張は禁止する。	●特別警戒県への移動は 自粛する。帰省地がその 対象で移動した場合は2 週間のキャンパス立入を 禁止する。	●警報発出県・特別警戒 県からの来客は禁止す る。 ●学外者の立入を禁止	
		●対面授業での学外講師は禁止 ●県をまたぐ非常勤講師の対面授 業は禁止	●学内の研究活動のみが許可 ●外部からの研究者受入や来所は 禁止	●学外及び県内外での活動は禁止	●学外の利用者は禁止					●基本的にオンライン会 議とする。
C（高度警戒）	石川県、首都圏が特別警戒県に指定された 場合	●緊急事態宣言と特別警戒が解除 される迄は、全ての授業科目は遠 隔授業として実施する。	●研究所内での外部研究者との活 動及びRA活動は不可とし、在宅 勤務での活動は可能とする。 ●全ての出張を禁止する。	●全面禁止とする。	●対面での活動を禁止する。 ●オンライン利用のみとする。	●基本的にはオンライン 会議で実施する。	●交代制勤務もしくは在宅 勤務にて運用する。	●緊急的に必要な場合に 限り、許可制のもと立入 を可能とする。	●学園機能維持のためラ イフライン関連及びメン テナンス、納品などを除 き、キャンパスへの立入 を禁止する。	
D（緊急事態）	国が緊急事態宣言を全国に発出し、石川県 を含む多くの自治体が特別警戒県に指定さ れた場合	●教員は授業のエビデンスを必ず 残すものとする。	●研究所内での活動は基本不可、 最低限必要な生物、薬品、施設設 備等の維持・管理については研究 者が実施(※)できるものとする。	●全面禁止とする。	●対面での活動を禁止する。 ●オンライン利用のみとする。	●オンライン会議のみを 可能とする。	●学園機能維持のため に、必要最小限の機能以 外は、基本的に在宅勤務 にて運用する。	●全キャンパスの立入を 禁止する。	●学園機能維持のうちラ イフライン関連以外の立 入を禁止する。	

※「研究に使用する生物」「液体窒素・液体ヘリウムの補充」「毒劇物等の研究に使用する薬品の管理」「研究に必要な基幹インフラ」の稼働・維持管理、各種安全対策、法令等の義務の遵守に必要な場合

注記1. 扇が丘診療所、扇が丘保育園等に所属する職員は別途取り扱うものとし、本活動指針の適用を受けないものとする。

注記2. 学生の就職活動（インターンシップを含む）、特別な取り扱いを必要とする課外活動、免許制に伴う正課活動などは、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。

注記3. 学生の宿泊を伴う課外活動、深夜（22時～5時迄）に亘る課外活動、不特定多数者との飲食等に伴う課外活動は禁止する。

注記4. 国外（外務省が渡航を許可している国）の出張等を行った場合は、在宅勤務を2週間行った後、キャンパスでの勤務を可能とする。

注記5. 学内から感染者が発見された場合は、県の衛生主管部局の指示のもと、感染経路を含めた調査協力ならびに対応カテゴリーを定める。